

(お知らせ)

令和6年3月18日
防 衛 省

自衛隊法第95条の2に基づく合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護に係る
結果（令和5年）について

自衛隊法第95条の2に基づき、前年に実施した合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護
に係る結果は以下のとおりです。

1 実施件数 計27件

2 内訳

国名	対象 (自衛隊の主体)	合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数			
		弾道ミサイルの 警戒を含む情報 収集・警戒監視 活動	我が国の平和及 び安全に重要な 影響を与える事 態に際して行わ れる輸送、補給 等の活動	我が国を防衛す るために必要な 能力を向上させ るための共同訓 練	その他
アメリカ 合衆国	艦艇 (艦艇)	4	0	13 (注)	0
	航空機 (航空機)	0	0	5	0
オーストラリア 連邦	艦艇 (艦艇)	0	0	4 (注)	0
	航空機 (航空機)	0	0	1	0

(注) 日米豪3か国で連携した警護について、米国及び豪州にそれぞれ2件ずつ計上。

なお、令和4年については、米国及び豪州にそれぞれ1件ずつ計上。